

(1)別表 保育施設利用選考基準表

保育所利用選考は、本表に基づき行うものとする。

「(1)基本点数表」により、世帯保育に欠ける状況に応じ基本点数を設定する。また「(2)調整指数表」により、該当する内容に応じて加点・減点を行い、基本点数及び調整指数の合算点数の高い世帯から入所承諾を行う。

同一点数で並んだ場合は、「(3)順位表」により、入所承諾の順位を決定する。

(1)保育所調整基準指数表

保育要件			保育を必要とする状況		基本点数	
					父	母
就労	自宅外労働	外勤	月20日以上	1日8時間以上	100	100
				1日6時間以上	80	80
				1日4時間以上	60	60
			月16日以上	1日8時間以上	90	90
				1日6時間以上	70	70
				1日4時間以上	50	50
	その他	日数および時間以外で64時間以上就労している場合	40	40		
	自宅内労働	自営	月20日以上	1日8時間以上	100	100
				1日6時間以上	80	80
				1日4時間以上	60	60
			月16日以上	1日8時間以上	90	90
				1日6時間以上	70	70
1日4時間以上				50	50	
その他	日数および時間以外で64時間以上就労している場合	40	40			
内職	月20以上	1日8時間以上	70	70		
		1日6時間以上	50	50		
妊娠・出産		継続	出産前2ヶ月、出産後6ヶ月		80	
		新規	出産前1ヶ月、出産後2ヶ月		60	
保護者の傷病等		傷病	入院もしくは安静を要する自宅療養で常に病臥している場合	100	100	
			通院加療を要し、常に安静を要し保育が困難な場合	70	70	
			疾病などにより保育に支障がある場合	40	40	
		障がい	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受け、保育が困難な場合	100	100	
身体障害者手帳3～4級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B1の交付を受け、保育が困難な場合	80		80			
身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受け、保育が困難な場合	60		60			
同居の親族の介護			入院・通院付添 月20日以上かつ一日6時間以上	70	70	
			心身障がい者等介護 月20日以上かつ一日6時間以上	50	50	
			寝たきり老人等介護 月20日以上かつ一日6時間以上	50	50	
			上記以外で同居の親族を介護している場合	30	30	
災害復旧			災害復旧に当たっている場合	100	100	
就労予定	内定	月20日以上	1日8時間以上	60	60	
			1日6時間以上	40	40	
			1日4時間以上	20	20	
		月16日以上	1日8時間以上	50	50	
			1日6時間以上	30	30	
			1日4時間以上	10	10	
	求職活動	活動期間2～3ヶ月	求職活動中月20日以上1日7時間以上希望の場合	20	20	
		活動期間2～3ヶ月	求職活動中月16日以上1日4時間以上希望の場合	10	10	
		活動期間1ヶ月以内	求職活動中月20日以上1日7時間以上希望の場合	15	15	
		活動期間1ヶ月以内	求職活動中月16日以上1日4時間以上希望の場合	5	5	
		生活保護世帯で保育の実施により自立が見込まれる場合	30	30		
就学 (学校教育法に規定する学校もしくはこれに準ずる施設、職業能力促進法に規定する施設)			常に日中、就学・技能習得のために外出している場合	90	90	
			週に3回程度、就学・技能習得のために外出している場合	70	70	
			上記以外で就学している場合	50	50	
			職業訓練校、専門学校、大学へ就学予定の場合	30	30	
虐待・DV			虐待・DV等により、特に保育が必要と認める場合	※	※	
別居の親族の介護			入院・通院付添 月20日以上かつ一日6時間以上	60	60	
			心身障がい者等介護 月20日以上かつ一日6時間以上	40	40	
			寝たきり老人等介護 月20日以上かつ一日6時間以上	40	40	
			上記以外で別居の親族を介護している場合	20	20	

※父母が複数の要件に該当する場合は、各々の基本点数の高い方を適用する。

(2)調整指数表

	内容	点数	
施設の利用	申込時点、認可外保育所に児童を預け保育を必要とする場合。	5	
	申込時点、地域型保育所を利用し卒園する場合。	5	
	現在、保育所を利用して転園をしようとする場合(転居および児童が就学前である場合は除く)。	△ 5	
	兄弟姉妹が利用している保育園へ転園を希望する場合	3	
	兄弟姉妹で幼稚園の利用申込がある場合(幼稚園の預かり保育を利用している場合は除く)	△ 5	
保育の要件	単身赴任で保護者が国外にいる場合	5	
	単身赴任で保護者が県外にいる場合	3	
	通信制による就学である場合	△ 2	
	雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の3親等以内の親族である場合(共同経営も含む)	△ 2	
	生活保護世帯で保育の実施により自立が見込まれる	2	
世帯の状況	ひとり親家庭である場合	120	
	保護者が、障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている。	5	基本点数表と重複しない
	保護者が、障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳Bの交付を受けている。	3	
	看護・介護が必要な同居の親族が複数人いる場合。	3	
	愛荘町内の親族(祖父母)(65歳未満の者に限る)に児童を預けることが可能である場合。	△ 2	
その他	3ヶ月以上保育料の滞納がある場合	△ 30	

(3)順位表

	内容
1	愛荘町住民である。
2	過去3ヶ月以上保育料の滞納がないこと。
3	災害等により復旧活動が必要である。
4	保育施設を選ぶことなく保育が必要である。(申込時点で保育所に入所している場合は除く)
5	保護者が町内の保育所へ保育士もしくは調理師として就労する。
6	DV・虐待家庭で要保護児童である。(ただし、要保護児童対策協議会で必要とする場合)
7	ひとり親家庭である。
8	65歳未満の同居の祖父母がいない。
9	小学生3年生以下の養育する児童が3人以上いる
10	経済的状況(合計所得金額の低い世帯を優先)